



山形県公報

令和7年2月12日(水)
第577号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……73
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 同……………(同) ……74
- 同……………(同) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……75
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 漁船損害等補償法施行令の規定による付保義務の同意を求めるための事前届出……………(水産振興課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……76
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(同) ……同
- 河川区域の廃止による廃川敷地等……………(河 川 課) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会 計 局) ……77

公 告

- 一般競争入札の公告……………(河北病院) ……同

告 示

山形県告示第99号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和7年2月19日山形市に招集する。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第100号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
東根市大字東根元東根字津河3059番	畑	1,692

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和7年4月	10年	0円

3 農地の所有者等の情報
なし

山形県告示第101号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西村山郡河北町谷地字月山堂1460番	田	2,375
西村山郡河北町谷地字月山堂1461番	田	2,252

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和7年4月	5年	161,945円

3 補償金の支払の方法
利用権の始期までに山形地方法務局寒河江支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報
なし

山形県告示第102号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西村山郡河北町大字吉田字馬場2428番	田	1,876
西村山郡河北町大字吉田字馬場2429番 1	田	25
西村山郡河北町大字吉田字馬場2429番 2	田	990
西村山郡河北町大字吉田字馬場2429番 3	田	658

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和7年4月	5年	115,850円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方務局寒河江支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第103号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.50%」を「年0.60%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和7年1月21日から適用する。
- 令和7年1月21日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第104号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.50パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和7年1月21日から適用する。
- 令和7年1月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第105号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めることについて、次のとおり届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を、令和7年2月12日から同月26日までの間山形県漁業協同組合本所において縦覧に供する。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 発起人の住所及び氏名

酒田市飛島字勝浦乙132-内18番地	鈴木 徳 正
同 字法木甲99番地	池 田 富 生
同 字中村甲6番地	進 藤 一 喜
同 字勝浦乙7-13番地	佐 藤 秀 樹

2 加入区の名称

飛島加入区

- 3 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
山形県漁業協同組合
-

山形県告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画公園
 - (2) 名 称 3・3・15号 蔵王松ヶ丘公園
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画緑地
 - (2) 名 称 9号 蔵王産業団地緑地
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
村山市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 村山都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・2・1号河島楯岡線、3・4・4号楯岡東根温泉線及び3・4・5号村山駅東沢線
 - 3 変更の内容
事業施行期間及び事業費の変更
 - 4 事業施行期間
平成30年10月16日から令和12年3月31日まで
-

山形県告示第109号

河川区域の廃止により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系中沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

- 令和7年2月4日
- 3 廃川敷地等の位置
 最上郡戸沢村大字神田字杉沢58番5
 最上郡戸沢村大字神田字杉沢60番5
 最上郡戸沢村大字神田字杉沢60番6
 最上郡戸沢村大字神田字杉沢70番6
 最上郡戸沢村大字神田字杉沢70番7
 最上郡戸沢村大字神田字杉沢70番8
 最上郡戸沢村大字神田字杉沢88番4
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 土地 1,464.73㎡

山形県告示第110号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和7年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所在地		
天童市身体障がい者福祉協会 会長 齊藤 正子	天童市老野森一丁目1番1号	同 左	令和 7. 1. 31

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年2月12日

山形県立河北病院長 佐 藤 敏 彦

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院 外来棟2階大会議室
- (2) 日時 令和7年3月26日（水）午前11時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量 債務負担行為 山形県立河北病院清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月

30日付け県公報第474号)により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

(6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。

(7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に定める基準に適合していること。

(8) 2の(1)の役務の履行において、過去5年以内に病床数130床以上の病院で当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、かかる役務の契約期間が令和7年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。

(9) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、医療関連サービス制度（一般財団法人医療関連サービス振興会）の院内清掃業務認定を取得していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院事務部総務課施設用度係
電話番号0237(73)3131

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立河北病院事務部総務課施設用度係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年3月7日（金）午後3時までに山形県立河北病院事務部総務課施設用度係に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様書に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (7) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Kahoku Hospital: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. March 26, 2025
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Kahoku Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL 0237(73)3131

令和7年2月12日印刷 発行所 山形県庁
令和7年2月12日発行 発行人 山形県